

情報公開で非公開情報を誤って表示(提供)

3月8日、杉並区情報公開条例に基づいて公開した土地の取得に関する文書に、非公開とすべき情報が誤って表示されていたことが判明しました。この非公開情報は、売買契約に関する文書中の土地の面積と利息に関する記載です。

1 情報公開請求に対する決定

用地取得に関して区が管理する情報の公開を求める請求を受け、区では、杉並区情報公開条例等に基づき、公開請求に係る情報のうち非公開とすべき情報を除いた部分を公開する旨の決定をし、請求者に対し通知しました。

2 請求者に対する公開の実施

平成30年3月8日、請求者に当該文書を閲覧に供した際、本来は秘匿すべき項目の一部が読み取れる状態で提供してしまいました。窓口で、請求者から見え消し(網掛け)となっている理由を問われ、文書に非公開情報の一部が掲載されたままであったことが判明しました。誤って表示した情報は、次のとおりです。

- ①登記に記載のない実測面積の内訳
- ②金融機関融資利息

今回の事案の発生原因は、担当者が実際に公開する文書の確認を怠ったためです。

3 関係者への謝罪

請求者には、その場で公開文書の一部を差し替えるとともに、謝罪しました。

また、契約相手や金融機関に対しましても、この度の非公開情報の提供に至った経緯を十分に説明し謝罪しました。

4 田中良区長のコメント

情報公開請求に基づく閲覧の実施に際し、本来公開されるべきではない情報を誤って公開したことを深くお詫び申し上げます。今回の事案を重く受け止め、今後は、チェック体制の徹底を図るなど再発の防止に取り組んでまいります。

【問い合わせ先】

総務部情報政策課：03-3312-2111 内線1741